

国土審議会 第26回水資源開発分科会

議事概要

1. 日時 令和7年1月10日

2. 会議形式 書面開催

3. 議事

水資源開発分科会における部会設置要綱の改正について

4. 審議結果

水資源開発分科会における部会設置要綱の一部を次の通り改正することについて、異存なし。

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>1. 国土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、水資源開発分科会（以下「分科会」という。）に利根川・荒川部会、豊川部会、木曽川部会、淀川部会、吉野川部会、筑後川部会、<u>調査企画部会及び流域総合水管理のあり方検討部会</u>（以下「各部会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>1. 国土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、水資源開発分科会（以下「分科会」という。）に利根川・荒川部会、豊川部会、木曽川部会、淀川部会、吉野川部会、筑後川部会及<u>び調査企画部会</u>（以下「各部会」という。）を置く。</p>
<p>(任務)</p> <p>2. 利根川・荒川部会は利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（以下「基本計画」という。）について、豊川部会は豊川水系における基本計画について、木曽川部会は木曽川水系における基本計画について、淀川部会は淀川水系における基本計画について、吉野川部会は吉野川水系における基本計画について、筑後川部会は筑後川水系における基本計画について、調査企画部会は各水系の基本計画に共通する事項等について、<u>流域総合水管理のあり方検討部会は流域治水・水利用・流域環境の取組の効果を最大化する流域総合水管理のあり方について調査審議し、その結果を</u>分科会に報告する。</p>	<p>(任務)</p> <p>2. 利根川・荒川部会は利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（以下「基本計画」という。）について、豊川部会は豊川水系における基本計画について、木曽川部会は木曽川水系における基本計画について、淀川部会は淀川水系における基本計画について、吉野川部会は吉野川水系における基本計画について、筑後川部会は筑後川水系における基本計画について、調査企画部会は各水系の基本計画に共通する事項等について調査審議し、その結果を分科会に報告する。</p>
<p>(庶務)</p> <p>3. 各部会の庶務は、国土交通省<u>水管理・国土保全局</u>水資源部水資源政策課において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>3. 各部会の庶務は、国土交通省<u>土地・水資源局</u>水資源部水資源政策課において処理する。</p>
<p>(雑則)</p> <p>4. この要領に定めるもののほか、各部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。</p>	<p>(雑則)</p> <p>4. この要領に定めるもののほか、各部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。</p>
<p>(附則)</p> <p>この要綱は平成13年8月21日から施行する。</p>	<p>(附則)</p> <p>この要綱は平成13年8月21日から施行する。</p>
<p><u>(附則)</u></p> <p><u>この要綱は令和〇年〇月〇日から施行する。</u></p>	